

議案第 87 号

南丹市福祉医療費の支給に関する条例等の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 17 日提出

南丹市長 西村 好高

南丹市福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例

(南丹市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 南丹市福祉医療費の支給に関する条例(平成 18 年南丹市条例第 141 号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後 (案)
(受給者証) 第3条 (略) 2 (略) 3 前項の受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は京都府の区域内において国民健康保険法又は医療保険各法による医療を受ける場合には、当該医療を受ける医療機関等に受給者証を提示しなければならない。ただし、受給者が受給者証に代えて <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いることにより</u> 、当該医療を受ける医療機関等が資格情報を取得し、	(受給者証) 第3条 (略) 2 (略) 3 前項の受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は京都府の区域内において国民健康保険法又は医療保険各法による医療を受ける場合には、当該医療を受ける医療機関等に受給者証を提示しなければならない。ただし、受給者が受給者証に代えて <u>次の各号に掲げるいずれかのもの</u> <u>及びオンライン</u> 資格確認端末を用いることにより、当該医療を受ける医療機関等が資格情報を取得し、

及び閲覧することができる場合は、この限りでない。	及び閲覧することができる場合は、この限りでない。 (1) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード</u> (2) <u>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード</u> (3) <u>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書</u> (4) <u>電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備</u>
--------------------------	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

(南丹市子育て支援医療費助成条例の一部改正)

第2条 南丹市子育て支援医療費助成条例(平成18年南丹市条例第149号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後(案)
(受給者証) 第5条 (略) 2 前項の受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、京都府の区域内において国民健康保険法又は医療保険各法による医療を受ける場合には、当該医療を受ける医療機関等に受給者証を提示しなければならない。 ただし、受給者が受給者証に代えて<u>行政手続</u>	(受給者証) 第5条 (略) 2 前項の受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、京都府の区域内において国民健康保険法又は医療保険各法による医療を受ける場合には、当該医療を受ける医療機関等に受給者証を提示しなければならない。 ただし、受給者が受給者証に代えて<u>次の各号</u>

<u>における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いることにより、当該医療を受ける医療機関等が資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。</u>	<u>に掲げるいずれかのもの</u> _____及びオンライン資格確認端末を用いることにより、当該医療を受ける医療機関等が資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。 (1) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード</u> (2) <u>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード</u> (3) <u>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書</u> (4) <u>電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備</u>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

(南丹市老人医療費の支給に関する条例の一部改正)

第3条 南丹市老人医療費の支給に関する条例(平成18年南丹市条例第153号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後(案)
(受給者証等)	(受給者証等)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)

3 前項の受給者証等の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、京都府の区域内において国民健康保険法又は医療保険各法による医療を受ける場合には、当該医療を受ける医療機関等に受給者証等を提示しなければならない。ただし、受給者が受給者証等に代えて<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード</u>及びオンライン資格確認端末を用いることにより、当該医療を受ける医療機関等が資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。	3 前項の受給者証等の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、京都府の区域内において国民健康保険法又は医療保険各法による医療を受ける場合には、当該医療を受ける医療機関等に受給者証等を提示しなければならない。ただし、受給者が受給者証等に代えて<u>次の各号に掲げるいずれかのもの</u> _____ _____ _____ 及びオンライン資格確認端末を用いることにより、当該医療を受ける医療機関等が資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。 (1) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード</u> (2) <u>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード</u> (3) <u>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書</u> (4) <u>電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備</u>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。